

公益財団法人さかた文化財団事業計画

事業方針

公益財団法人さかた文化財団は、酒田市から指定を受けた指定管理者として、土門拳記念館及び酒田市美術館の管理及び運営を行い、それを通じ定款で定める目的達成のため、各事業を実施していく。

土門拳記念館は写真家土門拳の残した功績と現代における作品の意義・魅力を伝えることを柱に、酒田市美術館は、地域を支える美術館として近代及び現代美術作品を中心とする収集・展示や、市民の創作活動の発表の場を提供する。また、両館協力し、相互の幅を広げた共通事業を行う。

2館ともに、地域の文化活動の拠点としての役割、及び他地域から酒田市を訪れる契機となる施設としての役割を認識し、事業の質を担保しながら、入館者増に努めていく。

定款で定めた事業は、具体的には下記の通り区分し、実施する。

公益事業

土門拳記念館及び酒田市美術館での作品展示を中心に市民の文化芸術等に関する活動等の支援及び育成、普及啓発、情報発信、交流及び協働の促進、資料収集、保存、調査研究等を実施する事業

I 土門拳記念館公益事業

1. 土門拳作品展示事業
2. 写真文化普及啓発事業
3. 写真作品等保存管理事業
4. 教育普及事業
5. 土門拳記念館 PR 及び広域情報提供事業
6. 調査研究事業
7. 施設（土門拳記念館）管理運営事業

II 酒田市美術館公益事業

1. 展示事業
2. 美術品保存管理事業
3. 教育普及事業
4. 酒田市美術館 PR 及び広域情報提供事業

5. 調査研究事業
6. 施設（酒田市美術館）管理運営事業

Ⅲ 土門拳記念館・酒田市美術館 交流・協働 促進事業

Ⅳ 土門拳賞及び酒田市土門拳文化賞関連事業

1. 「土門拳賞」受賞作品の展示・保存事業
2. 「酒田市土門拳文化賞」募集選考及び受賞作品の展示・保存事業
3. 写真文化普及啓発事業

収益1 作品貸付事業

所蔵する作品を他美術館等の展覧会及び出版社やテレビ企画会社その他へ貸付提供し、収蔵作品を広く伝える事業

収益2 資料頒布事業

展覧会に関連する書籍や写真集、物品、及びオリジナルグッズ等の販売事業

収益3 施設提供（貸館）事業

市民の創作活動の発表の場として酒田市美術館市民ギャラリーを展示用備品と共に貸し出す事業

令和3年度 公益財団法人さかた文化財団事業計画

公益事業

I 土門拳記念館公益事業

1. 土門拳作品展示事業

酒田市所蔵品である土門拳作品を軸にテーマ別に構成する展示と、土門と他作家との組み合わせなどによる特別展示からなる。

いずれも、土門拳記念館としての独自性を生かし、写真家土門拳の残した功績と写真作品の現代における意義・魅力を伝えることを中心に、展示事業を展開する。

- (1) 特別展示 土門とつながりのある芸術家や同時代の写真家との二人展等
- (2) 一般展示

所蔵作品のなかから、多様な土門拳の写真作品を捉えることができるよう、テーマの選択、新鮮な切り口を工夫することで、変化と魅力を持たせた展示を行う。

2. 写真文化普及啓発事業

市民の要望やアンケート結果を踏まえ、写真への興味を誘う展示を展開するとともに、写真関連各種団体等と協力し普及啓発に努める。

3. 写真作品等保存管理事業

- (1) 原板を含む収蔵品整理保存事業
- (2) ソフトウェアを利用した、収蔵作品資料の整理

4. 教育普及事業

- (1) ギャラリートークなど展示作品理解を深める事業の実施
- (2) 外国語資料、建築資料、子供向け資料の配布
- (3) 拳ちゃんこどもまつり
- (4) 写真に対して興味を開く親子ワークショップ等の実施
- (5) 写真展「私のこの一枚」の実施
- (6) 館内映像コーナー及び SNS による視聴覚教材の活用
- (7) ミュージアムコンサート等、建物空間を生かす事業の実施
- (8) 飯森山公園との連携 あじさい呈茶の実施
- (9) 酒田市文化芸術関連事業への参画

5. 土門拳記念館PR及び広域情報提供事業

- (1) 各媒体による展示情報等PR及び観光情報等の提供
- (2) 年間券購入者へポイントカード配布
- (3) 土門拳記念館開館記念日、無料開放

6. 調査研究事業

所蔵品、特別展の作品・作家、その他に関する調査、研究

7. 施設（土門拳記念館）管理運営事業

条例、規則、仕様書等に基づく適切な管理運営

II 酒田市美術館公益事業

1. 展示事業

(1) 特別展示

年6回程度を目安に、国内外の優れた作品を集めた特別展示を開催する。

令和3年度の展覧会案

| 展覧会名（仮称） | 開催期間 | 種別 |
|-----------------------|---------------|-------|
| 1 アンティーク・ドール 展 | 3月20日～5月16日 | 人形 |
| 2 今森光彦 切り紙の世界 展 | 5月22日～7月9日 | 切り紙 |
| 3 TASKOのマジカル・ファクトリー 展 | 7月17日～8月29日 | 現代アート |
| 4 魔女の宅急便 角野栄子 展 | 9月4日～10月17日 | 原画 |
| 5 県美展・こども県 展 | 11月3日～11月8日 | 総合 |
| 6 池袋モンパルナス 展 | 11月20日～12月24日 | 油彩 |

(2) 一般展示

所蔵作品のなかから、テーマ性を持たせた企画展示、作家中心の常設展示など、年4回程度の展示替えをし、変化と魅力を持たせた展示を行う。

2. 美術品保存管理事業

- (1) 美術品管理台帳の作成
- (2) 収蔵作品の画像資料の作成

3. 教育普及事業

- (1) 子どもワークショップの実施
- (2) 子ども絵画展の開催

- (3) AVコーナーでの視聴覚教材の活用
- (4) 医療・福祉施設での教育普及活動の実施
- (5) アート・コミュニケーションの実施
- (6) 酒田市文化芸術関連事業への参画

4. 酒田市美術館PR及び広域情報提供事業

各媒体による展示情報等PR及び観光情報等の提供

5. 調査研究事業

所蔵品、特別展の作品・作家、その他に関する調査、研究

6. 施設（酒田市美術館）管理運営事業

条例、規則、仕様書等に基づく適切な管理運営

Ⅲ 土門拳記念館・酒田市美術館 交流・協働 促進事業

合同学芸部門会議及び財団経営企画会議（事務局、学芸）を定期的に行い、各事業を実施する。

1. 共同展示事業

新統合財団設立の趣旨に基づいて、学芸員をはじめとする職員が相互に交流し、統合による展覧会事業のスケールメリットを具現化することを目標とした事業。展覧会は両館で関連のある作家を設定。今森光彦氏は、第28回土門拳賞の受賞作家であり、その制作活動の領域は写真芸術にとどまらず、切り紙の技法を用いた絵画制作の分野においても、評価が高く話題となっている。本展覧会では、写真と絵画の領域をそれぞれの両館の特徴を活かして展示を行い相互協力のもとで紹介するもの。

(1) 特別展示

・今森光彦～切り紙の世界～展

会期：令和3年5月22日～7月9日

第一会場：酒田市美術館

第二会場：土門拳記念館企画展示Ⅱ（写真）

2. 美術品等管理事業

(1) 収蔵作品のデジタルデータ化（検討中）

記念館のデジタルデータ化と美術館収蔵作品のデジタルデータ化のシステム共同利用による経費の削減化

3. 教育普及事業

- (1) ワークショップの実施
 - ・今森光彦展の開催期間において実施
- (2) 酒田市文化芸術基本条例及び計画に基づく、関連事業への共同参画
- (3) インターンシップ等の相互受入れ
- (4) 地域の小中学校と連携しての教育普及活動

4. 館PR及び地域情報提供事業

- (1) 各館及び広域情報の相互提供
- (2) 常設展等の展覧会情報を共通チラシ等の作成によりPR
- (3) 出前講座の共同実施
- (4) クラウド・ファンディングの実施（検討中）
- (5) 共同宿泊プラン（アートな旅）

5. 調査研究事業

- (1) 今森光彦展にかかる、作家の共同調査

6. その他

- (1) 展覧会図録、展覧会関連書籍などの相互販売
- (2) 各種共通券等の作成

IV 土門拳賞及び酒田市土門拳文化賞関連事業

1. 「土門拳賞」受賞作品の展示・保存事業

毎日新聞社主催土門拳賞受賞作品を展示・収蔵する事業

令和3年度は第40回受賞作品を展示し、期間中関連イベントを行う。

2. 「酒田市土門拳文化賞」募集選考及び受賞作品の展示・保存事業

酒田市委託事業

- ① 第27回酒田市土門拳文化賞作品募集と選考及び受賞作品の展示・収蔵
- ② 第28回酒田市土門拳文化賞作品募集

3. 写真文化普及啓発事業

酒田市土門拳文化賞友の会との連携他、賞に関連する普及啓発及び情報発信

収益1 作品貸付事業

所蔵する作品を他美術館等の展覧会及び出版社やテレビ企画会社その他へ貸付提供し、収蔵作品を広く伝える事業

収益2 資料頒布事業

展覧会に関連する書籍や写真集、物品、及びオリジナルグッズ等の販売事業

収益3 施設提供（貸館）事業

市民の創作活動の発表の場として酒田市美術館市民ギャラリーを展示用備品と共に貸し出す事業